

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

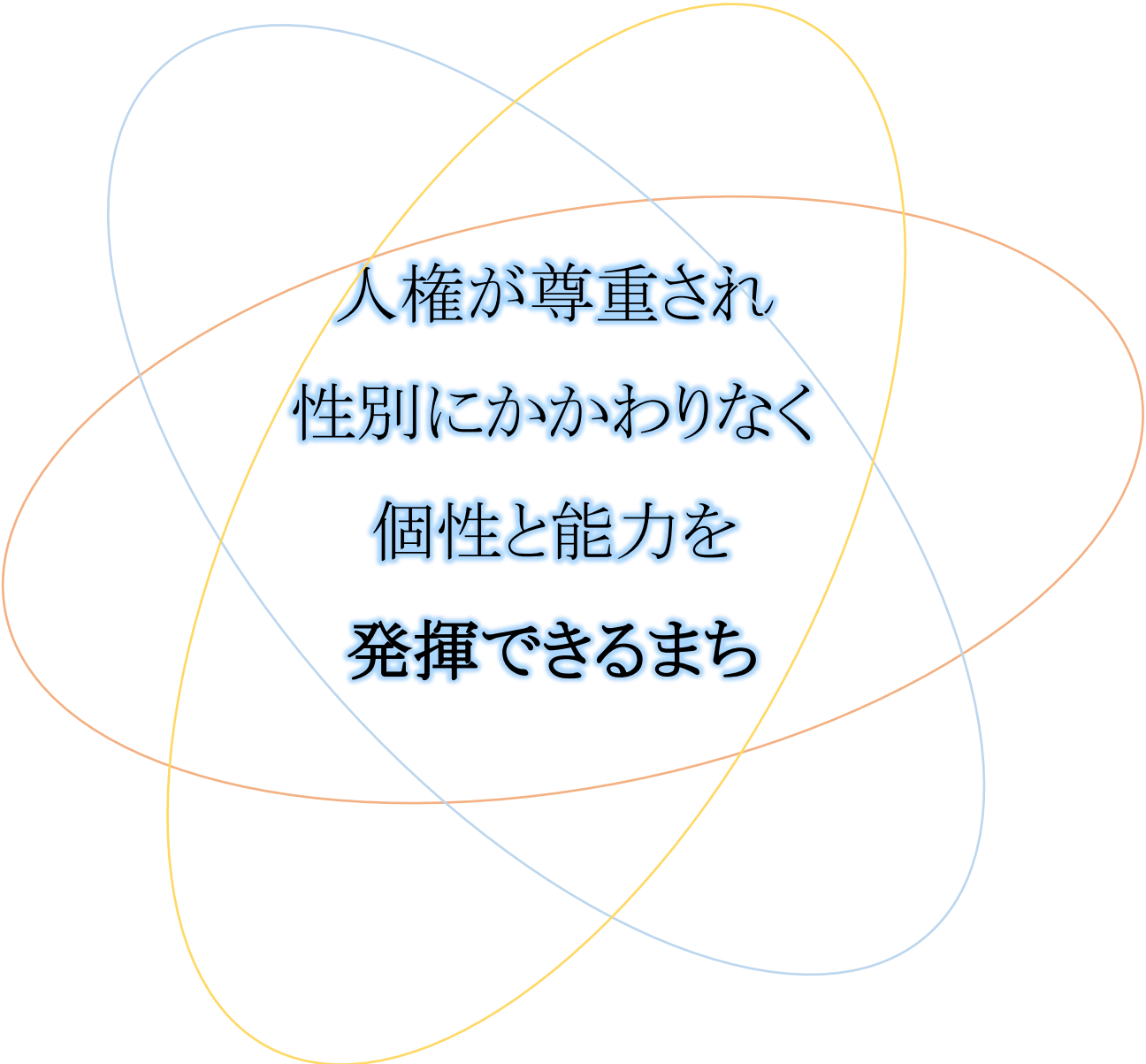


## 1 めざす姿

男女共同参画社会の形成には、男女とも個人としての尊厳が重んじられ、個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

しかしながら、現状はなお多くの課題が残されているため、市は本計画に基づき、それら課題の解決に取り組みます。

本計画では、めざす市の姿を以下のように定めます。



人権が尊重され  
性別にかかわらず  
個性と能力を  
発揮できるまち

## 2 基本理念

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念を、本計画の基本理念とします。

① すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること

② ジェンダーに基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること

③ 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること

④ すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること

⑤ 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること

⑥ すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと

### 3 基本目標

本計画の基本理念、第5次鶴ヶ島市総合計画後期基本計画及び本計画の第2章「2 男女共同参画の現状と課題」を踏まえ、次の4つの基本目標を設定し、その目標の達成に向けて施策を推進します。

#### 【基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり】

この計画がめざす「性別にかかわらず個性と能力を發揮できるまち」を実現するために、人権尊重に基づいた男女共同参画意識の普及啓発を図ります。また、女性だけでなく男性にとっての生きづらさにもつながる「性別による固定的な役割分担意識」を解消するために、地域、家庭、企業に向けて制度や慣行の見直しを促進するとともに、各種事業の執行にあたっては、男女共同参画の視点に配慮します。

#### 【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進】

誰もが、性別にかかわらず自らの意志で職場・家庭・地域等あらゆる場面で活躍できる環境にするために、長時間労働の見直しをはじめ、やり甲斐と人間らしい生活を前提としたさまざまな働き方の普及等、男女が共に仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを推進する取組を強化します。

### 【基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現】

性別に起因する暴力の防止に向けた取組と、被害者の支援を強化するとともに、生活上の困難に陥りやすい女性に対しては、実情に応じた支援の体制を整えます。また、若年層に対しては、性別に起因する暴力を未然に防ぐために、心と身体の自立に向けた啓発を進めます。

### 【基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実】

男女共同参画の視点を入れたまちづくりを進めるために、全庁的な推進体制を強化し、職員一人ひとりが男女共同参画意識を深め共有できるようにします。また、市の政策や方針に男女双方の意見が反映されるように、審議会等委員の男女比が偏らないように配慮するとともに、職員の管理職に占める女性の割合を増やします。さらに目標を達成するために、国・県、市民や教育に携わる者はもとより、さまざまな団体や事業者との連携を図りながら、女性センターを中心に着実な計画の推進を図ります。

## 4 推進指標

指 標		現状値	目標値	指標の説明 ( )内は関連する取組項目番号
		H28	H33	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり				
①	ハーモニーふれあいウィークの来場者数	727人 (H28.6開催)	1,000人 (H33.6開催)	男女共同参画週間イベント参加による男女共同参画意識の普及を表す指標です。(2)
②	人権に関連する講演会等の開催回数	11回	13回	人権意識の啓発を表す指標です。(1)
③	自治会長に占める女性の割合	10.7% (H28.4.1現在)	20.0% (H33.4.1現在)	「会長(トップ)は男性」のような性別による役割分担意識の解消と、地域における方針決定の場への女性の参画を表す指標です。(3)
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進				
④	保育所(園)の待機児童数	0人 (H28.4.1現在)	0人 (H33.4.1現在)	男性も女性も働きながら、ともに子育てできる体制の整備状況を表す指標です。(17、18、19、23、53)
⑤	市の男性職員のうち育児休業制度利用対象職員における取得者の割合	0%	10%	
基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現				
⑥	配偶者暴力相談支援センターの設置	未設置	設置	DV被害者支援に向けた総合的な取組状況を表す指標です。(32~38)
⑦	地域支え合い協議会の設置数	4 (H28.4.1現在)	8 (H33.4.1現在)	地域課題解決に向けた取組状況を表す指標です。※概ね小学校区での設置をめざします。(26)
基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実				
⑧	市の審議会などの委員に占める女性の割合	27.4% (H28.4.1現在)	40.0% (H33.4.1現在)	市政における女性の参画状況を表す指標です(内閣府の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は施策に関する推進状況調査)。(51、52)
⑨	市職員の課長級以上に占める女性の割合	10.9% (H28.4.1現在)	15.0% (H33.4.1現在)	
	市職員の主幹級以上に占める女性の割合	16.1% (H28.4.1現在)	20.0% (H33.4.1現在)	
	市職員の主査級以上に占める女性の割合	24.4% (H28.4.1現在)	30.0% (H33.4.1現在)	

推進指標の値は原則として、現状値が平成27年度実績、目標値が平成32年度実績とし、それ以外の場合は、時点を記載しています。計画期間内に達成を目指す目標数値を掲げ、計画の進行管理を行うための「ものさし」として活用します。



## 5 計画の体系

めざす姿	基本理念	基本目標
<p>人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を發揮できるまち</p>	<p>(1) すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を發揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること</p> <p>(2) ジェンダーに基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること</p> <p>(4) すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること</p> <p>(5) 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること</p> <p>(6) すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと</p>	<p>I 男女共同参画の意識づくり</p>
		<p>II ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>鶴ヶ島市 女性活躍推進計画</p>
		<p>III すこやかで安心できる安全な暮らしの実現</p> <p>鶴ヶ島市 DV対策基本計画</p>
		<p>IV 男女共同参画を推進する体制の充実</p>



## 施 策

1. 男女共同参画に関する理解の促進

2. 性別による固定的役割分担意識の解消

3. 女性活躍推進法の普及啓発

4. 長時間労働の見直し

5. さまざまな働き方の普及

6. 就業の平等を実現するための支援

7. 子育て家庭への支援

8. 介護が必要な家庭への支援

9. 男性の家事・育児・介護への参画支援

10. 地域活動への参画促進

11. DVに関する正しい理解の普及

12. 相談機能の充実

13. 被害者の安全確保と自立支援

14. 関係機関との連携

15. 困難を抱えた女性への支援

16. 生涯を通じた女性の健康支援

17. 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策の充実

18. 市役所における推進体制の強化

19. 様々な機関との連携による推進体制の強化

20. 女性センターを拠点とした推進体制の強化

## 6 計画の推進体制

### (1) 連携による推進

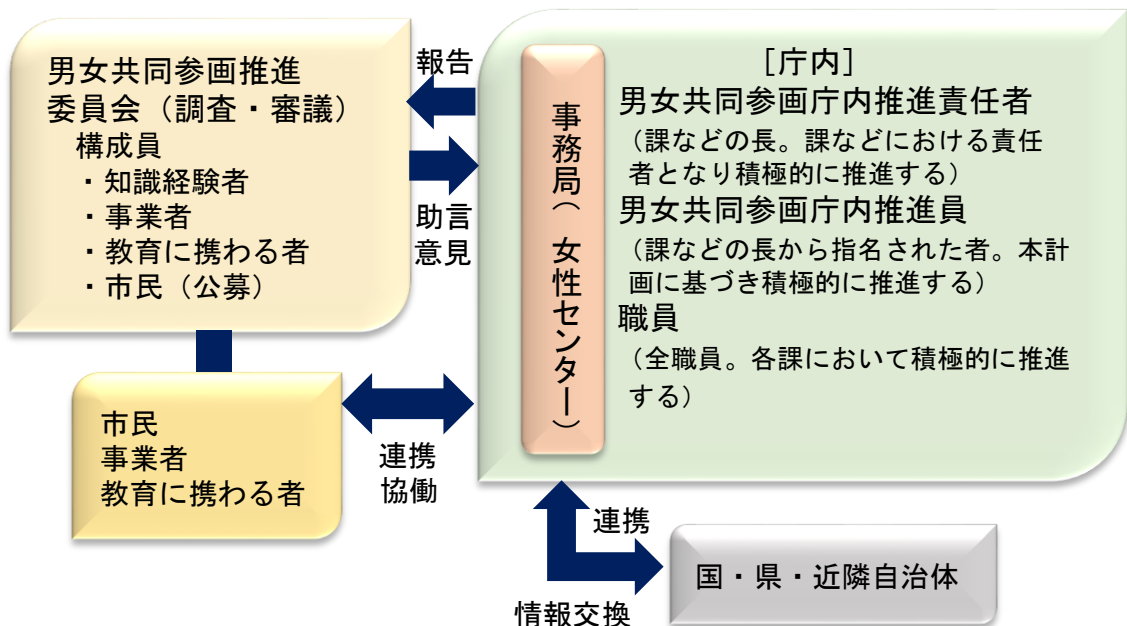
本計画は、次の機関が中心となり市民等と連携して推進します。

#### 鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例第14条の規定により設置された委員会であり、男女共同参画の推進に関する重要事項及び拠点施設である女性センターの運営に関する基本的事項についての調査、審議などを行い、本計画の推進を図ります。

#### 鶴ヶ島市女性センター

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例第11条及び鶴ヶ島市女性センター条例第1条の規定により設置された施設で、男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民などによる男女共同参画の推進に関する取組を支援するとともに、女性への総合的な支援を行います。



## (2) それぞれの責務

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例第4条、第5条、第6条及び第7条に基づいて計画の施策を推進するため、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を次のとおりとします。

### 市の責務

- ア 男女共同参画の推進のために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講じます。
- イ すべての人が、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、環境の整備を進めるとともに、必要な支援を行います。
- ウ 市民、事業者及び教育に携わる者のほか、国、埼玉県その他関係団体と連携し、男女共同参画の推進を図ります。
- エ 自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進します。

### 市民の責務

- ア 男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- イ 性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう努めます。
- ウ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

### 事業者の責務

- ア 雇用、労働及び男女共同参画に関する法令を遵守し、労働環境における男女共同参画の推進に努めます。
- イ 従業員などが、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、体制づくりに努めます。
- ウ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

## 教育に携わる者の責務

- ア 男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現を促進する教育を行うよう努めます。
- イ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

### (3) 庁内の推進体制

本計画の推進のために、市の各課などにおける推進・協力体制を次のように定めます。

#### 鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進責任者

課などの長は、本計画の推進における各課などの「責任者」として課などにおける具体的な取組を積極的に推進します。

#### 鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員

「推進員」は、課などの長から指名された者を充て、本計画の趣旨及び所管課などにおける具体的な取組について職員への周知を図り、職員の男女共同参画意識の高揚に努めます。また、各関係課などの調整や、本計画に基づいた取組の推進に努めます。

#### 職員

職員は、課などにおける具体的な取組を積極的に推進します。

#### 事務局

事務局は女性センターに置き、本計画を推進するために、必要に応じて推進員への指導や助言を行います。